

新潟市介護予防訪問介護相当サービス(A2:独自)サービスコード表 ※令和7年4月サービス提供分から適用

新規で適用されるサービスコード

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	対象者	月の利用回数	算定項目		合成 単位数	算定単位
A2	1111	訪問型独自サービス11	事業対象者・ 要支援1・ 要支援2	4回以上	イ(1)1 該当回数の標準的な回数を定める場合(週1回程度)		1.178	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス11日割					39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		8回以上	イ(2) 該当回数の標準的な回数を定める場合(週2回程度)		2.349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割					77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13		12回以上	イ(3)1 該当回数の標準的な回数を定める場合(週2回を超える程度)		3.727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割					123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス21		上記の回数に満たない場合	ロ(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		287	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービス22			ロ(2-1) 生活援助が中心である場合(所要時間20分以上45分未満)		179	1回につき
A2	2621	訪問型独自サービス23			ロ(2-2) 生活援助が中心である場合(所要時間45分以上)		220	1回につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1	事業対象者・ 要支援1・ 要支援2	4回以上	高齢者虐待防止未実施減算			1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1日割			イ(1)1 該当回数の標準的な回数を定める場合(週1回程度)	12単位減算	-12	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		8回以上	イ(2) 該当回数の標準的な回数を定める場合(週2回程度)	1単位減算	-1	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割				23単位減算	-23	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		12回以上	イ(3)1 該当回数の標準的な回数を定める場合(週2回を超える程度)	1単位減算	-1	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割				37単位減算	-37	1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		上記の回数に満たない場合	ロ(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	1単位減算	-1	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			ロ(2-1) 生活援助が中心である場合(所要時間20分以上45分未満)	3単位減算	-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			ロ(2-2) 生活援助が中心である場合(所要時間45分以上)	2単位減算	-2	1回につき
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				2単位減算	-2	1回につき
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	事業対象者・ 要支援1・ 要支援2	4回以上	業務継続計画未策定減算			1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割			イ(1)1 該当回数の標準的な回数を定める場合(週1回程度)	12単位減算	-12	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		8回以上	イ(2) 該当回数の標準的な回数を定める場合(週2回程度)	1単位減算	-1	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割				23単位減算	-23	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		12回以上	イ(3)1 該当回数の標準的な回数を定める場合(週2回を超える程度)	1単位減算	-1	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割				37単位減算	-37	1日につき
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21		上記の回数に満たない場合	ロ(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	1単位減算	-1	1回につき
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22			ロ(2-1) 生活援助が中心である場合(所要時間20分以上45分未満)	3単位減算	-3	1回につき
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22			ロ(2-2) 生活援助が中心である場合(所要時間45分以上)	2単位減算	-2	1回につき
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23				2単位減算	-2	1回につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業対象者・ 要支援1・ 要支援2	事業所と同一建物の利用者等に対するサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算	1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算	1月につき
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の80以上の場合		所定単位数の12%減算	1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算			特別地域加算		所定単位数の 15%加算	1日につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割					所定単位数の 15%加算	1回につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数					所定単位数の 15%加算	1月につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算			中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1日につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割					所定単位数の 10%加算	1回につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数					所定単位数の 10%加算	1月につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1日につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割					所定単位数の 5%加算	1回につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数					所定単位数の 5%加算	1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算		事業所と同一建物の利用者等に対するサービスを行う場合	ハ 初回加算			1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ			二 生活機能向上連携加算		200単位加算	200
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6269	訪問型独自サービス船通改善加算Ⅰ			ホ 訪問型独自口腔連携強化加算		50単位加算	50
A2	6270	訪問型独自サービス船通改善加算Ⅱ			ヘ 介護職員等船通改善加算			1月につき
A2	6271	訪問型独自サービス船通改善加算Ⅲ			(1)介護職員等船通改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245/1000加算		
A2	6272	訪問型独自サービス船通改善加算Ⅳ			(2)介護職員等船通改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224/1000加算		
A2	6300	訪問型独自サービス船通改善加算Ⅴ			(3)介護職員等船通改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182/1000加算		
A2	6300	訪問型独自サービス船通改善加算Ⅴ			(4)介護職員等船通改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000加算		

新潟市共生型介護予防訪問サービス(A2:独自)サービスコード表 ※令和7年4月サービス提供分から適用

②指定専任介護事業所で重度訪問介護従事者養成研修修了者により行われる場合・指定重度訪問介護事業所が行う場合(基本部分の単位数は介護予防訪問介護相当サービスの×93%)

新規で適用されるサービスコード

サービスコード		サービス内容略称	対象者	月の利用回数	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目								
A2	1131	訪問型独自サービス/311	事業対象者・要支援1・要支援2	4回以上	イ(1)1週当たりの標準的な回数を定める場合(週1回程度)			1.084	1月につき
A2	2131	訪問型独自サービス/311日割						36	1日につき
A2	1231	訪問型独自サービス/312		8回以上	イ(2)1週当たりの標準的な回数を定める場合(週2回程度)			2.185	1月につき
A2	2231	訪問型独自サービス/312日割						72	1日につき
A2	1341	訪問型独自サービス/313		12回以上	イ(3)1週当たりの標準的な回数を定める場合(週2回を超える程度)			3.486	1月につき
A2	2341	訪問型独自サービス/313日割						114	1回につき
A2	2431	訪問型独自サービス/321		上記の回数に満たない場合	ロ(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			267	1回につき
A2	2531	訪問型独自サービス/322			ロ(2-1)生活援助が中心である場合(所要時間20分以上45分未満)			166	1回につき
A2	2641	訪問型独自サービス/323			ロ(2-2)生活援助が中心である場合(所要時間45分以上)				
A2	2841	訪問型独自サービス/323						205	1月につき
A2	G231	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/311	事業対象者・要支援1・要支援2	4回以上	高齢者虐待防止未実施減算				
A2	G240	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/311日割			イ(1)1週当たりの標準的な回数を定める場合(週1回程度)	11単位減算	-11	1日につき	
A2	G232	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/312		8回以上	イ(2)2週当たりの標準的な回数を定める場合(週2回程度)	1単位減算	-1	1月につき	
A2	G233	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/312日割				22単位減算	-22	1日につき	
A2	G234	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/313		12回以上	イ(3)1週当たりの標準的な回数を定める場合(週2回を超える程度)	1単位減算	-1	1月につき	
A2	G235	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/313日割				35単位減算	-35	1日につき	
A2	G236	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/321		上記の回数に満たない場合	ロ(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	1単位減算	-1	1回につき	
A2	G237	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/322			ロ(2-1)生活援助が中心である場合(所要時間20分以上45分未満)	3単位減算	-3	1回につき	
A2	G238	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/323			ロ(2-2)生活援助が中心である場合(所要時間45分以上)	2単位減算	-2	1回につき	
A2	G238	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/323					2単位減算	-2	1回につき
A2	G231	訪問型独自業務継続計画未策定減算/311	事業対象者・要支援1・要支援2	4回以上	業務継続計画未策定減算				
A2	G240	訪問型独自業務継続計画未策定減算/311日割			イ(1)1週当たりの標準的な回数を定める場合(週1回程度)	11単位減算	-11	1日につき	
A2	G232	訪問型独自業務継続計画未策定減算/312		8回以上	イ(2)2週当たりの標準的な回数を定める場合(週2回程度)	1単位減算	-1	1月につき	
A2	G233	訪問型独自業務継続計画未策定減算/312日割				22単位減算	-22	1日につき	
A2	G234	訪問型独自業務継続計画未策定減算/313		12回以上	イ(3)1週当たりの標準的な回数を定める場合(週2回を超える程度)	1単位減算	-1	1月につき	
A2	G235	訪問型独自業務継続計画未策定減算/313日割				35単位減算	-35	1日につき	
A2	G236	訪問型独自業務継続計画未策定減算/321		上記の回数に満たない場合	ロ(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	1単位減算	-1	1回につき	
A2	G237	訪問型独自業務継続計画未策定減算/322			ロ(2-1)生活援助が中心である場合(所要時間20分以上45分未満)	3単位減算	-3	1回につき	
A2	G238	訪問型独自業務継続計画未策定減算/323			ロ(2-2)生活援助が中心である場合(所要時間45分以上)	2単位減算	-2	1回につき	
A2	G238	訪問型独自業務継続計画未策定減算/323					2単位減算	-2	1回につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業対象者・要支援1・要支援2	事業所と同一建物の利用者等がサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算		1月につき	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算		1月につき	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算		特別地域加算		所定単位数の 15%加算		1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15%加算		1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15%加算		1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算		中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 15%加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10%加算		1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10%加算		1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 10%加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5%加算		1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5%加算		1回につき	
A2	4021	訪問型独自サービス初回加算/3		ハ 初回加算		所定単位数の 5%加算		1月につき	
A2	4023	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/3			ニ 生活機能向上連携加算		200単位加算	200	
A2	4022	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/3			(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100		
A2	6122	訪問型独自口腔連携強化加算/3			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	1回/月限度	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ		ホ 訪問型独自口腔連携強化加算		50単位加算	50		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245/1000加算		1月につき
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224/1000加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182/1000加算			
						(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000加算		